委 託 業 務 仕 様 書

(優先順位)

- 第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。
 - 1 契約図書
 - 2 三重県業務委託共通仕様書

(共涌事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書(平成27年11月)」 (三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧)を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書(平成27年11月)に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
 - 4 三重県業務委託共通仕様書第1編1-11-3に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)へ登録し、「AGRIS 登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要網(平成 20 年四日市市告示第 2 8 号)第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- 2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3)(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。(2)(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- 2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。
- 2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を 指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当 該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
- 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事 者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
- 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況 等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるも のとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、 乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、 持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。 ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法に より行うものとする。
- (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
- (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は 請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲 に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が 資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、 乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、 この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行う ものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情が あったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたと きは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

大規模盛士造成地調查業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、「大規模盛土造成地調査業務委託」について適用する。

第2条 目的

本業務は、国土交通省の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解 説」(平成27年5月)に基づき、大規模盛土造成地調査として第一次スクリーニングを実施 し、大規模盛土造成地マップを作成することを目的とする。

第3条 通則

受注者は、業務の着手にあたり、監督員 (設計業務等委託契約書の条項第9条に規定する監督員をいう。以下同じ。)と詳細にわたる協議を行い承諾を受けた後、作業を進めるものとする。

また、受注者は作業中においても監督員と適宜打合せを行い、疑義が生じた場合は監督員の指示を受けるものとする。

なお、受注者は、この打合せを行った際、その都度打合せ記録を作成し、監督員の確認 を受けるものとする。

第4条 準拠図書

本業務は、本仕様書のほか、三重県業務委託共通仕様書(H27.11) (以下「共通仕様書」という。)、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説(H27.5 国土交通省)及び人工改変地形データ抽出のための手順書(H22.2 国土地理院) に準拠するものとする。

第5条 提出書類

設計業務等委託契約書の条項及び共通仕様書に定めるもののほか、必要に応じ以下のものを提出するものとする。

- ・打合せ記録
- ・その他、監督員が指示するもの

第6条 調査対象

本業務の調査対象は下記とする。

·四日市市全域(対象面積 10.4km²)

第7条 業務内容

1) 第一次スクリーニング及び大規模盛土造成地マップの作成

①計画準備

共通仕様書第1篇第1章第13条による業務計画書の作成、資料収集整理などの 準備を行う。

②調査対象地域の設定

調査対象地域は行政区域のうち、以下を除いたものとする。(別表1参照)

- ・沖積低地(谷底低地を除く)、海部、台地上の平坦地
- ・人工改変のない自然地形(山林・原野等)
- ・宅地以外の人工改変地(工業団地、ゴルフ場、公園、墓園等)

③盛土造成地の位置と規模の把握

宅地造成前後の地形図等を比較することにより、盛土造成地の位置および規模を 把握し、以下のいずれかの要件を満たす大規模盛土造成地を抽出する。

- ・盛土の面積が3,000㎡以上の谷埋め型大規模盛土造成地
- ・盛土をする前の地盤面の勾配が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の腹付 け型大規模盛土造成地

○造成前後の地形データ取得

新旧地形図や航空写真等をもとに、宅地造成前後の標高等を比較できる数値標高モデル(以下、「DEM」という。)の作成を行う。使用する旧地形図あるいは造成前の航空写真等は最も古く、かつ、本委託で行う調査対象地域全域で年代を揃えることが望ましいが、事前に監督員と協議の上、決定すること。アナログ地形図を使用する場合は、ベクトルデータ化すること。DEMのサイズは5mを標準とするが、収集資料の精度等を踏まえて監督員と協議の上、決定すること。また、新地形図とは、平成19年以降の地形図とする。

なお、本市から提供可能な資料は別表2とする。

○地形変化量図の作成

宅地造成前後のDEM を比較し、切土及び盛土の位置が把握できるよう地形変化量を色区分した地形変化量図を作成する。

○現地調査

差分データから抽出された盛土箇所は、資料精度の問題から存在しない可能性も あることから、抽出された大規模盛土造成地について現地で目視調査を行い、明らか に盛土でない箇所を除外する。

○大規模盛土造成地の位置と規模の把握

収集した地形図や空中写真、取得した地形データや地形変化量図および現地踏査 の結果等をもとに大規模盛土造成地の位置と規模を把握する。

○大規模盛土造成地の抽出

把握した結果を整理し、大規模盛土造成地を抽出する。

④大規模盛土造成地マップ等の作成

抽出された大規模盛土造成地について、位置、規模等の一覧表に作成するとともに 記載すべき情報や基図について検討し、大規模盛土造成地マップを作成する。(造成 年代が判別できるものについては、一覧表に記載するものとする。)

縮尺は、1/10,000 程度とし、視覚的に分かりやすいよう配慮すること。表示する情報 等は監督員と協議の上、決定する。

また、三重県との情報共有のため、三重県のM-GISシステムに反映できるデータ (ESRI社のShape形式及びAdobe社のPDF形式)を作成すること。

なお、平成 2 1 年度および平成 2 2 年度に発注者が実施した第 1 次スクリーニング 調査の成果 6.4 km²を本業務で作成する大規模盛土造成地マップに取りまとめて記載すること。

第8条 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

- ·報告書 3部
- ・地形変化量図 3部 (縮尺1/10,000 程度)
- ・大規模盛土造成地マップ 3部 (縮尺1/10,000 程度)
- 電子データ 2部
- GIS データ 2部

本業務完成後であっても発注者の求めがあった場合は、データ等必要な情報を提供しなければならないものとする。

また、上記について発注者が段階確認及び打合せに際して必要な範囲で提出を求めた場合は、業務の履行途中でもそれらに応じるものとする。

本業務の成果物について、納入後に瑕疵が発見された場合は受注者において必要な修正を行うものとする。

第9条 履行期限

本業務の履行期限は、契約の日から令和2年1月24日までとする。

第10条 打合せ・協議等

受託期間中は、監督員と打合せ、又は協議、進捗状況報告等を行うこと。また、必ず打合せ議事録を作成し、後日、監督員の解を得ること。

第11条 資料の貸与

別表2及び別表3に掲げる資料は、受注者は必要に応じて発注者の承諾を受けて借用することができる。ただし、当該資料を発注者の承諾なく他への公表もしくは貸与してはならない。また、受注者が収集する情報は各提供者から直接受けるものとし、当該授受及び複写等に要する費用は受注者の負担とする。

第12条 成果物の帰属

本業務の成果物の所有権、使用権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、発注者に帰属するものとする。

受注者は、本業務の成果物を発注者の了承を得ずに公表または貸与してはならない。また、受注者は成果物に係る著作権人格権を将来にわたって行使しないものとする。

第13条 秘密厳守

受注者は、業務を行う上で知り得た情報の一切を他人に漏らしてはならない。

第14条 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じた場合には、発注者と協議のうえ対応するものとし、業務を進めるうえで指示を受ける必要のある項目が生じたときは調査し報告しなければならない。
- (2)業務を進めるうえで、受注者の不注意により生じた業務外費用及び第三者に及ぼした損害に要した費用は、受注者の負担とする。

別表1

調査対象面積(参考)

	行政面積	宅地面積(A)	調査対象面積	備考
四日市市	206.44	55.99	10.40	((A)×30%-6.4) 調査済み 6.4 km
合 計	206.44	55.99	10.40	

別表2

数值地図

名称	対象地区	データ形式
数値地図(国土基本情報)	全市	ベクトル、DEM
電子地形図25000	全市	TIFF
基盤地図情報(2500レベル)	都市計画区域	ベクトル
基盤地図情報(25000レベル)	全市	ベクトル
基盤地図情報(数値標高レベル)	全市	DEM
数值地図25000(地図画像)	全市	8bit tiff(解像度 254dpi)
数值地図50000(地図画像)	全市	8bit tiff (解像度 254dpi)
数值地図20000(地図画像)	全市	8bit tiff (解像度 254dpi)
数値地図50mメッシュ(標高)	全市	DEM
数値地図250mメッシュ(標高)	全市	DEM
数值地図25000(土地条件)	全市	ベクトル

空中写真及びオルソ画像

撮影年度	撮影縮尺	撮影地区	種別	備考
	10,000		空中写真	フィルムからスキャニング したデータ(TIFF, JPEG)
H18 以前	20,000	全市		
	その他			
H19 以降	10,000	都市計画区域		空中写真はデジタルカメラで
	20,000	都市計画区域外	空中写真	の撮影(TIFF,JPEG)
			オルソ画像	オルソ画像は「画像基準点
				測量」を行ったオルソ画像

単位: km²

旧版地形図

名称	対象地区	データ形式
旧版地形図(1/25,000~1/200,000)	全市	TIFF

別表3

貸与可能な地図・航空写真

地図	航空写真
道路管理課 縮尺 1,000 分の1 (1978 年)	開発審査課 縮尺 12500 分の 1 (1971 年) 用地課 縮尺 43543 分の 1 (1948 年) 縮尺 10000 分の 1 (1961 年) 縮尺 20000 分の 1 (1963 年) 縮尺 8000 分の 1 (1975 年) 資産税課 縮尺 2500 分の 1 (1992・1995・1998・2001・2004・ 2007・2010・2013・2016・2019 年)

注1 貸与期間等は各担当課、開発審査課との協議による

特記仕様書(設計業務条件一覧表)

NO. 1

	明示項目	明示事項 (条件及び内容)
ア	設計積算条件	□ 積算基準 三重県県土整備部制定 平成30年11月制定 ☑ 単価適用日 平成31年4月1日制定 【令和元年6月1日一部改訂】
7	適用図書	 ✓ 委託契約書 ✓ 設計業務等共通仕様書(三重県) 平成27年11月制定 部分改正を行った内容も含む(最新改正 平成30年11月1日) □ 三重県公共工事共通仕様書(三重県) 平成28年7月制定 部分改正を行った内容も含む(最新改正 平成30年11月1日) □ 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】 ✓ その他(大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説
ウ	業務計画等	人工改変地形データ抽出のための手順書) ☑ 契約締結後14日以内に業務計画書(工程表)を監督職員に提出する。 □ 業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督職員に提出する。 ☑ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 □ その他()
工	成果の提出	図 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年4月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 本業務における成果物の提出部数は、(図 3部 □ ()部)とする。
オ	工程関係	□ 別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名) □ 関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり) ☑ その他(貸与する資料については、担当課と事前に協議し調整が必要となります。
力	管理技術者 の要件 電理技術者 理技術体 要	管理技術者は、(□ 下記の者 ☑ 下記のいずれかの者)とする。
	のその他要 件	□ その他 ()

(注)

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

	明示項目		明示事項 (条件及び内容)
+	照查技術者]	概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 (第一次スクリーニング)
	照査技術者 の要件 照査の実施		技術者は、(□ 下記の者 図 下記のいずれかの者)とする。 図 技術士 (図 建設部門 土質及び基礎科目) (図 応用理学部門 地質科目) □ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者) 図 R C C M の資格保持者 (図 地質部門又は土質及び基礎部門) □ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 □ その他() 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 □ 詳細設計照査要領((社)中部建設協会発行) 図 その他(大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説人工改変地形データ抽出のための手順書)
ク	打合せ等	Ø	設計業務等着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務者(まな)のでは、2000年では、2000年である。
ケ	資料の貸与	Ø	は、照査技術者も出席するものとする。 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (大規模盛土造成地調査業務委託特記仕様書による。)
コ	業務条件		業務条件は下記のとおりとする。 ()
サ	その他		成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。

(注)

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。